

# 伊江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年6月28日(火) 14:40～16:10

2. 開催場所 伊江村役場 2階小会議室

出席委員	会長	玉城	増生	
	1番	儀間	徹	
	2番	安里	正春	
	3番	並里	茂明	
	5番	東江	良和	
	6番	知念	雄二	
	7番	玉城	政和	
	8番	知念	正和	
	9番	玉城	正芳	計9名

欠席委員

なし

3. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 会期決定の件

第3 議案第1号 農用地利用集積計画の決定について

第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第6 議案第4号 非農地利用について

第7 議案第5号 工事完了報告について

第8 議案第6号 伊江土地改良区設立認可申請に係る資格証明について

4. 農業委員会事務局職員

事務局長 島袋 英樹

主事 崎濱 秀太

## 平成 28 年 第 6 回伊江村農業委員会総会議事録

議長 只今より、平成 28 年第 6 回伊江村農業委員会総会を開会します。  
委員の出席について事務局より報告して下さい。

局長 はい。事務局より報告致します。  
委員総数 9 名中、9 名の全委員が出席しております。

議長 只今、事務局より報告のとおり、委員総数 9 名のうち、9 名出席しております。会議規則第 11 条の規定により、本総会は成立することを報告します。本日の議事日程は予め、議席に配布した通りです。  
それでは議事に入ります。

日程の第 1、会議録署名委員の指名を行います。慣例に従い私、議長が推薦したいと思えます。

署名委員に 8 番、知念委員。9 番、玉城委員を指名致します。

日程の第 2。会期決定の件を議案と致します。  
本総会の会期は本日一日間にしたいと思えます。ご異議ありませんか？

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日 1 日間に決定しました。

議長 日程の第 3、「議案第 1 号、農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。本案について事務局に説明を求めます。

局長 事務局よりご説明致します。議案第 1 号、農用地利用集積計画の決定について。上記の件について下記のとおり申請されていますので、可否の意見を求めます。

この案件は村長から農業委員会への意見聴取ということで挙がっております。今回、4 件の申請が出されております。NO. 1 譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積が 6,829 m<sup>2</sup>となっております。申請地が●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積が 275 m<sup>2</sup>。同じく●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積が 322 m<sup>2</sup>。次に●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積が 569 m<sup>2</sup>。次に●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積が 263 m<sup>2</sup>。同じく●、登記地目、畑。現況地目、畑。地積が 1,135 m<sup>2</sup>。同じく●、登記地目、畑。現況地目、畑。地積が 890 m<sup>2</sup>。6 筆の合計が 3,454 m<sup>2</sup>。坪にしまして 1,044 坪。使用貸借権の設定で期間は 10 年間となっております。

続きまして No. 2、譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積が

11,054 m<sup>2</sup>となっております。申請地が●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積が1,321 m<sup>2</sup>。坪にしますと399坪。使用貸借権での設定で期間は10年間。年間の賃借料は坪当り150円となっております。

次の頁をお願いします。

No.3、譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積が9,781 m<sup>2</sup>、申請地が●、916番の1。登記地目、原野。現況地目、畑。地積が3,985 m<sup>2</sup>。坪に致しまして1,205坪。使用貸借権での設定で期間は10年間。年間の賃借料は坪当り124円となっております。

続きましてNo.4、譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積が9,394 m<sup>2</sup>。申請地が●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積は1,472 m<sup>2</sup>、同じく●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積は587 m<sup>2</sup>。2筆の合計は2,059 m<sup>2</sup>となっております、坪に致しますと622坪、10年間の使用貸借権での設定となっております。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

2番 議長。

議長 はい。2番、安里委員。

2番 1番の譲受人についてですが、友寄さんは現在、農業に従事しているのか。それともこれからやろうとしているのか。これについて、お聞きしたいと思います。

議長 局長。

局長 はい。では私の方から説明させていただきます。これから●さん、三月で●を退職されまして、農業従事したいということもあって今回、お母さんから農地をお借りしております。希望される作物としては芋とラッキョウをやりたいと。いう形でのお話でありました。で、農業従事する申請書の方も出ております。以上でございます。

2番 議長。

議長 はい、2番。

2番 この経営耕地面積6,829 m<sup>2</sup>は、第1号議案に、それから次出てくる第2号議案かな、そういったものを含めて6千8百余りですよね。

局長 はい、お答えします。おっしゃる通りですね。第2号議案の農地法第3条

のNo.2のほうですね、そちらの方を含めましての経営耕地面積となっております。以上です。

議長 宜しいですか？

2番 もう一回。

議長 はい、どうぞ。

2番 はい、ということは、現時点では何もないわけですね？

局長 はい、そうです。

2番 分かりました、了解です。

議長 他にございませんか？はい、これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は議案のとおり決定することに異議はございませんか？

全委員 異議なし。

議長 はい、異議なしと認めます。本案は議案のとおり決定しました。

日程の第4。議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長 はい、事務局よりご説明いたします。議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」。上記の件について、下記のとおり申請されていますので、可否の決定を求めます。

No.1、譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積が7,898㎡。申請地が●、登記地目、畑。現況地目、畑。地積、421㎡。同じく●、登記地目、畑。現況地目、畑。地積が1,497㎡。二筆の合計が1,918㎡。坪にすると580坪。所有権移転の売買での案件となっております。

続きましてNo.2、譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積が6,829㎡、申請地が●、登記地目、畑。現況地目、畑。地積2,075㎡。同じく●、登記地目、畑。現況地目、畑。地積1,300㎡。二筆の合計が3,375㎡。坪に致しまして1,020坪。所有権移転の贈与での案件となっております。以上です。

議長 はい。只今、事務局より説明がありました。これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9 番 休憩をお願いします。

議長 はい、休憩いたします。（14：59～15：05）

議長 休憩中にもいろいろお話がありましたが、これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は議案の通り、決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 はい。異議なしと認めます。本案は議案の通り、決定いたしました。

議長 日程の第5、議案第3号。「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。本案について、事務局より説明を求めます。

局長 はい。事務局よりご説明いたします。「議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について」上記の件について下記のとおり申請されていますので、可否の意見を求めます。

No.1、譲受人●さん。譲渡人●さん。申請地が●、登記地目、畑。現況地目、畑。地積35㎡。転用面積、同じく35㎡。坪に換算しますと10坪。転用目的は●でございます。所有権移転売買で売買単価が坪当たり16,000円であります。次の頁お願い致します。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る意見書となっております。この意見書についても合わせて採択をお願い致します。意見決定の理由について読上げたいと思います。当該申請地は伊江村の●に位置し、本村の農業振興地域整備計画においては、農用地区域から除外された地域となっている。申請地の周囲は分断要因となるガードレールや段差、原野、墓地があり、小数団の生産性の低い農地と位置づけられる第二種となっている。転用に当たっては、他に代替地が無いことから、適当と認める。という意見を付けて県へ進達したいのですが、皆様のご審議を宜しくお願い致します。

議案書に戻りまして、次にですねNo.2、譲受人●さん。譲渡人●さん、申請地が●、登記地目、畑。現況地目、畑。地積が550㎡。同じく転用面積550㎡。坪に致しまして166坪、転用目的が一般住宅となっております。この案件につきましても、意見書を付けて県へ進達しますので、次の頁お願い致します。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る意見書。これについても意見決定の理由を申し上げたいと思います。当該申請地は、●に位置し、本村の農業振興地域整備計画においては、農用地区域から除外された区域となっており、第二種農地に該当する。転用にあたっては他に代替地が無いことから、適当と認める。という意見を付けて県へ進達したいのですが、皆様のご審議を宜しく申し上げます。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

全委員 質疑なし。

議長 はい。では異議なしということでございます。これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は議案の通り、決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は議案のとおり決定しました。

議長 日程の第6「議案第4号 非農地証明について」を議題と致します。本案について事務局より説明を求めます。

局長 事務局よりご説明致します。「議案第4号、非農地証明について」上記の件について、下記の通り申請されていますので、可否の意見を求めます。申請人●さん、申請に係る土地が●。登記地目 畑。現況地目 雑種地。面積が563㎡。所有者は●さん。申述書ではこの案件は昭和47年5月の復帰当時に既に資材置き場として利用していたとのこととございます。次に、同じく●。登記地目 畑。現況地目 宅地。面積が468㎡。所有者は●さん。申述書によりますと、この案件は復帰当時から既に●の宅地と一体として利用していたとのこととございます。以上、二筆の土地について非農地証明を受けたいとの事とあります。以上でございます。

議長 はい、只今事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います、

9番 休憩をお願いします。

議長 はい、休憩します。(15:10~15:14)

議長 再開致します。これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は議案の通り、決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は議案のとおり決定しました。

議長 日程の第7「議案第5号 工事完了報告について」を議題と致します。本案について事務局より説明を求めます。

局長 事務局よりご説明いたします。「議案第5号 工事完了報告」について。上記の件について下記の通り進達したいので、可否の意見を求めます。今回1件の報告が上がっておりますので、読み上げてご説明致します。

転用事業者●さん。申請地が●。登記地目 畑。現況地目 宅地。地積が500㎡。転用面積が同じく500㎡。転用の目的が一般住宅の建築。許可年月日及び許可指令番号が●付、●号で農地法第5条に基づき許可されております。今回、進達による意見でございますが、事業計画通り工事完了しており、現況 宅地と認められる。尚、本件につきましては今後、現況証明願が出された場合においては、会長専決にて処理させて頂きたいのですが、これも含めまして合わせてご審議の程、宜しくお願いします。以上でございます。

議長 はい只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

全委員 異議なし。

議長 はい、異議なし。ということでございます。これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は議案の通り、決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 はい。異議なしと認めます。本案は議案の通り決定しました。日程の第8、議案第6号。「伊江土地改良区設立認可申請に係る資格証明について」を議題と致します。本案について事務局より説明を求めます。

局長 事務局よりご説明致します。議案第6号「伊江土地改良区設立許可申請に係る資格証明について」別表の者について、土地改良法第3条の資格者であることについて証明を求めます。この案件は、伊江土地改良区設立認可申請人代表者から、農業委員会へ土地改良法第3条の資格を有しているのか。についての証明を求められております。本案件につきましては農林水産課の宮里参事に委員の皆様へご説明をお願いしたいのですが、議長、宜しいでしょうか。

議長 はい、許可します。

宮里参事 はい、こんにちは。伊江土地改良区設立を受けて、皆様のご返答を受け有難うございました。早速、私の方からご説明申し上げます。

今回、提案しましたのは伊江土地改良区設立認可にあたっての土地改良法第3条に基づく資格者の認定についてという事になっております。ひとつ、宜しくお願いします。この「土地改良法第3条に基づく資格」と申しますのは、所有権に基づく土地改良区での参加資格。更に所有権以外の例

えば賃貸借権、使用貸借権、その他権利等に基づく参加資格がございます。今回提案しました一覧表の方々を皆様に審査して頂いて設立認可申請に入っていきたいと思っておりますので、ひとつ、宜しくお願いします。何かご質問等がございましたら、私の方でご説明致します。宜しくお願いします。

私どもも精査してですね、今回一覧表を提出しておりますが、中には最近亡くなられた方とかがある場合がございますので、その辺、お気付きの点がございましたら仰って頂きましたら私の方で訂正しまして、修正させていただきますので宜しくお願いします。

すいません、21ページ西崎の方、ご覧になって頂けますか。一番上の●さん。

1番 ●家の。

議長 うん。●家の。

1番 あー。

宮里参事 ●さんですか。

議長 各区の者は皆さんで見確認して。その方が判りやすいと思いますので。

宮里参事 各行政区ごとですね、ご覧になって頂いて、何かありましたら仰って頂けたら助かります。宜しくお願いします。

2番 (一覧表は) これで終わりじゃなくてまだ出てきますか。

宮里参事 いえ、これで。

議長 終わり？

宮里参事 はい。

5番 阿良で●さんっているけど、●のもの？

宮里参事 ●さん... 権利設定されていますね。

5番 ●さんの？

宮里参事 ●さんは後継者居ます。●さん出てない？

- 2 番 「国有地以外に●が無い」という、その場合もご自身が小作しておれば  
権限は無いけども一部の資格は認められるか？
- 宮里参事 実はですね、農振農用地が対象になっている。その皆さんという事  
ですね。国有地につきましては、去年、一昨年あたり、編入しまして農振  
外地としまして。その部分が該当している。それ以外は特に追記になっ  
ています。
- 7 番 ●さん
- 宮里参事 ●さんですか。
- 7 番 うん。
- 宮里参事 経営移譲されてますね。
- 宮里参事 先程、●さん、亡くなっているのではないかという話だったんですが、  
別の●さんということで。訂正です。〇〇さんの奥さんではないとい  
うことで、同姓同名と。
- 1 番 それと、●、名前挙がってないんですけど。あれだけ事業入れて．．．
- 宮里参事 一応、本人と話して全部権利設定．．．。
- 2 番 ●が出てないですね。
- 宮里参事 村内の方々についてはですね、殆ど撥ねてはいるんですが、村外ですね。  
那覇市から．．．その辺りも目を通して頂きたいと思います。
- 8 番 那覇市の●さん、亡くなっているんじゃないですか？
- 宮里参事 何ページですか。
- 8 番 24ページ。
- 宮里参事 はい。4月に亡くなられているということで、先程ありました。
- 議長 他に無いですか？ 大丈夫ですか？今、確認しておりますけど、まだ  
疑問な点が2、3点ございますけども、後で担当が確認して削除する  
ということになっておりますので、これで終わっていいですか？
- 宮里参事 先程、お話のありました24ページの方ですね、●さん、●さん。4月

に亡くなられているということですので、削除して証明頂く様、宜しく  
お願いします。以上、土地改良設立準備班からの説明とさせていただきます、  
宜しくお願いします。

議長 はい。これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は議案の通り  
に決定することにご異議ありませんか？

全委員 異議なし。

議長 はい。異議なしと認めます。本案は議案の通り決定しました。

宮里参事 有難うございます。

議長 お疲れさんでございました。

これで、本日の全日程が終了しました。会議を閉じます。  
平成 28 年第 6 回総会を閉会致します。お疲れ様でした。

終了時間 16 : 10

署 名

会 長 玉城 増生 印

8 番 知念 正和 印

9 番 玉城 正芳 印